

平成30年（行コ）第35号

石木ダム事業認定処分取消請求控訴事件

控訴人ら 岩下和雄 他

被控訴人 国

2019年3月11日

福岡高等裁判所 第4民事部 御中

利水関係準備書面要旨

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 高橋 謙 一

控訴人ら代理人の高橋です。利水に関して提出した第3、第5及び第6準備書面の要旨を述べさせていただきます。

第1 第3準備書面関係

- 1 控訴人らは、控訴理由書において、原判決の問題点を指摘した上で、原審から主張している通り、平成24年度予測の作成手続及び内容も、また、本件慣行水利権を排除したことも、ともに裁量権の範囲を明らかに著しく逸脱・濫用している違法なものであり、取消を免れないことを詳細に論じました。
- 2 これに対して被控訴人は答弁書を提出しています。その答弁書に対する反論が控訴人らの第3準備書面ですが、厳密には「答弁書に対する反論」ではありません。なぜならば、被控訴人自身が、答弁書において、控訴人らの控訴理由に対する積極的主張をほとんどしていないから、「反論」するものがあまりなかったからです。
- 3 例えば、生活用水について、「佐世保市は『一般的忍限度を超えている』と主張するが、その合理的根拠はないこと」について、控訴人らは控訴理由書で詳しく論じましたが、被控訴人は、その指摘に真っ向から答えることなく、原審の主張を繰り返すだけです。

あるいは、業務営業用水で、「佐世保市は『観光客との相関関係が高い』と主張しているが、実際には『相関関係はあるといえればある程度』でしかない」という控訴人らの主張に対して、全く反論することなく、「指針に(形式的に)従っている」と主張するのみです。

極めつけは、負荷率に関する部分で、控訴人らの詳細な主張に対して、「被控訴人の主張は原審準備書面で述べたとおりであり、これと同旨の判示は正当である」

と記したのみです。工業用水のSSKに関する記載も、本件慣行水利権を排除したことに合理性があるかどうかについての記載も、同様のお粗末さです。

- 4 控訴人らは、平成 24 年度予測はもとより、過去のすべての水需要予測が実績値から著し乖離していること、及び各予測は、手法を変えながら、同じような結果になっていることから、中身を検討するまでもなく不合理としか考えられず、さもなくとも、少なくとも「平成 24 年度予測は不合理である」という推定が働くことを指摘しました。

被控訴人が、控訴人らの控訴理由書に対して、正面から反論していないこともまた、控訴人らの指摘が正しいとしか考えられず、さもなくとも、このこともまた、少なくとも「平成 24 年度予測は不合理である」ことを推定させることになります。

第 2 第 5 準備書面について

- 1 平成 24 年度予測が不合理であることを推定させる新たな事項が、第 5 準備書面で論じた、再評価問題です。
- 2 佐世保市には、本来、平成 29 年度内に再評価をする義務があり、被控訴人にはそれをさせる義務があります。しかし佐世保市と被控訴人は、あの手この手を使って、本来平成 29 年度に行うべき再評価をしていませんし、今なおしていません。
- 3 控訴人らが、第 5 準備書面で強く主張したいことは、その手続的違法性はさておき、なぜそこまで、佐世保市及び被控訴人が再評価を避けたがっているのか、ということです。「いや、佐世保市は再評価を嫌がっていない」と反論するかもしれませんが、共同起業者の長崎県が再評価をしていることと対比して、それは否定できないでしょう。
- 4 佐世保市が再評価をしたがらないのは、言うまでもありませんが、今再評価を適正にしたら、「石木ダム不要」という結論にしかならず、今まで同様「石木ダム必要」という結論を導こうとすると、今まで以上に不適法かつ不合理な予測をするしかないことを自認しているからです。ですから、佐世保市が本来すべき平成 29 年度内の再評価をせず、今だにしないということもまた、平成 24 年度予測が不合理であることを強く推測させます。
- 5 佐世保市は、あわよくば、石木ダム建設工事完了後に再評価をして、控訴人らの第 1 準備書面で言及した当別ダムのように、「今となっては石木ダムはなくても

いいかもしれないが、もう今更手遅れ」という状況になることを狙っていたのかもしれない。しかし今日現在の進捗状況から見て、平成 34 年度内に必ずしなければならない次回再評価までに、石木ダム建設工事が完了する見込みはありません。そうすると平成 34 年度の再評価で「利水面でやっぱり石木ダムはいらない」となったときには、佐世保市といえども「でも今更手遅れ」と言い張れないでしょう。しかし「取り返しのつかない状況」となることは明らかです。

- 6 本件事件を見るならば、いま私が述べたような状況になることは、法律的にも、社会的に見ても、さらには道義的にも許されないものである、と控訴人らは確信しています。

貴庁に置かれても、この観点を念頭において、審理を進めていただきたいと切望します。

第3 第6準備書面について

控訴人らは、石木ダム建設によって水量的に佐世保市民が今よりも多くの水を使えるようになるとしても、石木ダム建設関係の費用のために水道料金が上がることにより、経済的に節水をし、結果的に使用量は上がらないこと、それはさらなる水道料金値上げをもたらす、『負のスパイラル』に陥ってしまうことを、具体的かつ明確に主張・立証する予定です。ただそのためには、一定の具体的データが必要で、その点について、被控訴人の協力が不可欠です。水道料金が上がるかどうかは、石木ダムの受益者の一人とされている佐世保市に本当に利益をもたらすかどうかということであり、石木ダム建設必要性の本質部分です。このことを、明らかにすることは本件事件の抜本的解決にも役立つことから、被控訴人には「対立する当事者に主張・立証に協力する義務はない」という形式論を振りかざすことなく、真摯かつ前向きに対応をしていただきたいと思います。

以上